

「2006 奈良市地域福祉計画」完成

計画策定の特長：市民参加と職員参加

計画策定期間：平成 16 年 2 月～18 年 7 月（2 年 5 ヶ月）

（参考）

県内市町村の策定状況： 橿原市（H16） 生駒市（H17）

全国市町村の策定状況： 厚生労働省のホームページから

（市町村総数 2,406）

	市町村数	割合（％）
16 年度以前に策定済み	347	14.4
17 年度に策定予定	231	9.6
18 年度以降に策定予定	825	34.3
策定と予定の合計	1,403	58.3

1. 「地域福祉計画」とは

行政と住民・社会福祉に関する活動を行う人びと・福祉サービス事業者・社会福祉協議会などが、それぞれに果たすべき役割の分担と協力協働の取り組み（公民協働）を進め、住民の誰もが住み慣れた地域で安心してくらししていけるよう、生活課題の解決に取り組むための福祉のまちづくり計画です。

2. 地域福祉計画の法的根拠

平成 12 年、社会福祉法に新たな福祉の理念「地域福祉の推進」（第 4 条）が位置づけられました。

計画策定の法的根拠は社会福祉法第 107 条であり、以下の事項を定めるように規定されています。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（ 保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくり）

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（ 質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくり）

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（ 住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくり）

条文の特徴は、3つの基本的事項が示されるにとどまっていることにあり、具体的な計画の範囲や目標は、市民参加にもとづいて市町村の独自裁量で立案することとなっています。

[参 考]

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画策定の背景

(1) 住民のくらしの課題の変化

背景の一つは、地域社会の変化や家庭機能の低下にともなう地域住民のくらしの課題の変化にあります。

本市においても、少子高齢化の進展や子育て支援問題、児童青少年の健全育成問題、高齢者の介護問題など、生活課題の多様化が顕著になっており、また障がい者の権利保障や社会参加への取り組みもさらに充実していくべき課題となっていることなどから、身近な住民同士の支えあいや、行政の対応がますます重要になっています。

(2) 社会福祉政策の変化

背景のもう一つは、社会福祉政策が大きく転換したことである。2000(平成12)年に介護保険法、社会福祉法が実施されました。2003(平成15)年には障がい者への支援費制度が導入され、2005(平成17)年度には障害者自立支援法が成立するなど、社会福祉の制度体系が大きく変化しました。

とくに、行政がサービス内容を決定するこれまでの措置制度から、利用者自身がサービスを選んで、自らの責任で契約する制度へと転換しました。サービスの供給主体も従来の地方公共団体および社会福祉法人に限定されていたものから、NPO(民間非営利組織)や営利法人も含む多様な形態に広げられました。

4．計画の位置づけ

(概要版の図を参照)

5．計画の期間

『奈良市第3次総合計画(後期基本計画)』に対応する、2006(平成18)年度から2010(平成22)年度までの5カ年です。

6．計画の策定体制と取り組み

地域住民の生の声や意見をもっとも大事な資料と位置づけ、それに基づいた計画の基本的な枠組みを形づくるなど一貫して住民参加・参画を重視し、その前提として職員参加に努めました。

また、地域住民の生活課題を整理するための行政統計や、市社協が実施した“地域生活実態調査”の成果を活用しながら作業を進めました。

(1) 策定体制

策定委員会・検討部会

方針と展開を審議決定する策定委員会と、策定委員会の指示のもとで具体的な検討を深める検討部会を設置し、平成17年度は合同委員会に再編。委員総数43人。

平成16年度は、策定委員会5回、検討部会12回開催。

平成17年度～18年度は、合同委員会6回開催。

庁内組織(職員参加)

保健福祉部各課係長級職員(11人)と市社協係長級職員(1人)で構成する作業部会(WG)で基礎作業を進め、保健福祉部各所属長を交えて原案作成に取り組み、さらに、関係部局にまたがる庁内連絡会でコンセンサスを得ながら、全庁的な理解を深めました。

17年度は、1局12部33課に組織を拡大、庁内のより横断的な取り組みに再編。

民間福祉専門職・NPO等から作業部会に参画

特別養護老人ホーム、訪問介護事業者、在宅介護支援センター、地域生活支援センター、NPO、市民生活協同組合など8つの組織から作業部会への参加協力を得て、行政と民間をあわせた「拡大WG」で議論を深めました。

(2) 住民参加の取り組み

全地区社会福祉協議会へのヒアリング実施

2004年6月から7月にかけて、市内42(合併前)すべての地区社会福祉協議会の協力を得て、WG職員、保健師が地域に出向き、地域福祉の課題を話し合いました。



地区社協ヒアリング

この話し合いが奈良市の計画づくりにおける地域住民との最初の話し合いとなり、その後の作業の礎となった。この作業にもとづいて計画の論点を組み立てる作業に着手することができました。

福祉のまちづくりを考える集い（住民座談会）

2004年度の第1回目は、10月から12月にかけて17地区（一部合同開催のため14会場）で開催、参加者数は合計777人。

2005年度の第2回目は、17地区（17会場）で開催。参加者数は合計672人で、合併直後の月ヶ瀬・都祁両地域も含まれています。



住民座談会

NPO団体・市民生活協同組合・農業協同組合との意見交換会

今後サービス供給主体の多様化が予想されるなかで、NPO・市民生活協同組合・農業協同組合とは、地域福祉事業への取り組みの展望や基盤整備について話し合いました。

ボランティア団体・当事者団体へのアンケート調査

ボランティア団体や当事者団体に対しては、
保健福祉サービスを利用しやすくするために、
保健福祉サービスの発展のために、
より多くの住民が地域の福祉活動に参加できるように、
暮らしの基盤を充実させるために、
のテーマでアンケート調査を実施。

パブリックコメントの実施

策定過程の中ほどでパブリックコメントを実施し広く意見を求めました。

（3）福祉専門職員・福祉サービス事業者との意見交換会の実施

在宅介護支援センターや障がい者地域生活支援センターの専門職員とは、
福祉サービスの情報提供に関して、
相談業務の現状と課題、
福祉制度サービスに関して、
支援センターの構造的な課題、
のそれぞれの項目について話し合い、

社会福祉事業を担う福祉サービス事業者である老人福祉施設や障がい者福祉施設、あるいは在宅サービス事業所などの経営者・施設長・職員とは、
今後の健全な福祉サービスの発展のためには
自らの事業所での取り組みと今後取り組みたいと考えていること
事業者のネットワーク化
施設は地域福祉の一部である
サービス

の質の向上とそのために行政に期待すること、などのテーマで意見を交換しました。

(4) 奈良市社会福祉協議会の取り組みに学ぶ

市社協は、地域福祉活動計画（民間計画）を策定した際に“地域生活実態調査”を実施したので、行政計画策定にあたっては、市社協に寄せられたこれらの住民の声や、地域福祉活動計画に挙げられた【行政への提言事項】も参考にして検討を進めました。

7. 基本計画と実施計画

（基本計画は概要版の体系図を参照）

基本理念（共通理念）を具体化するための【基本方向】と、またそれぞれの方向ごとに【基本計画】を掲げています。

基本計画の構成は、

【基本方向】（大項目）… 6つの柱 … 法定項目と市独自の項目

【基本計画】（中項目）… 23項目

【推進課題】（小項目）… 52項目

（さらに地域福祉の【重点的な推進課題】… 22項目を抽出）

(1) 実施計画とは

【実施計画】の中には、地域福祉活動を後押しするための行政施策と、市が独自に取り組まなければならない施策をあげています。

市役所の中で地域福祉（地域福祉計画）推進のための施策を実施するのは、一つの課だけではありません。たくさんの課が関わりあい（タテ割りの克服をめざし）進めていくものです。

実施計画推進にあたっては、日常生活の場である地域を皆でいかに住み良くしていくかという視点が大切です。

(2) 既存事業の洗い出しとそこから見えてきた課題

策定作業部会は、各課の既存事業を洗い出し、市民の視点や地域の視点にたって各事業の点検（評価）を行いました。その結果、ヨコの連携が不足している（行政のタテ割りの弊害）と指摘されたので、今後事業を進める場合は、複数の事業を地域の視点で束ねる工夫や、幅広い視点を盛り込むため庁内が横断的に取り組むことが大事であることが明らかになりました。

(3) 優先プログラムの設定

実施計画には、22の【重点的な推進課題】から、さらに優先的に進めるものとして優先プログラムを設けました。これは、複数の関係課等と一緒に考えて取り組むもので、事業を進めるうえでは、各課の既存事業の再編や統廃合などを考えて、実施内容を一層住民ニーズに近づけるように組み替えることが大事だと考えています。

優先プログラムの一例

- 「人権を視点にした福祉学習推進事業」
- 「地域福祉活動拠点整備を考える会議」
- 「保健福祉総合支援センター（仮称）設置事業」
- 「生活圏域を重視した保健福祉サービスの整備事業」
- 「福祉情報発信事業」
- 「こどもの安全確保と子育て支援事業」



子育てサロン

（４）地域福祉推進に関わる各課の既存事業

今後は、各課の既存事業に対して再編や統廃合などを考えて、【優先プログラム】（実施事業）を増やすことが大切です。

8．計画の推進管理と県・国への提言

社会情勢の変化や、動きの早い地域に対応しながら施策を具体的に推進し、実効性のある計画とするためには、年次ごとの推進管理（評価）が重要です。

そのために「地域福祉推進会議（仮称）」を設置し、地域福祉活動計画（民間計画）と連携のうえ推進管理を進めます。また、評価結果はホームページを利用して情報公開する予定です。

（１）市役所外部からの評価（市民レベル）

市民代表（公募委員含む）による「地域福祉推進会議（仮）」を設置し、公民の連携で推進状況をチェックします。

（２）市役所内部の評価（実務レベル）

関係部局で推進組織を設け、庁内が横断的な体制で推進管理を行う予定です。さらに、策定段階から協力を得てきた民間組織にも推進組織への参加を求めます。

問い合わせ：福祉総務課

電話：0742-34-1111